

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（案）に対する  
意見の募集（パブリックコメント）の結果について

平成 23 年 5 月 17 日  
厚生労働省健康局  
疾病対策課肝炎対策推進室

標記について、平成 23 年 2 月 25 日から 3 月 26 日までの間、国民の皆様から御意見を募集させていただきました。

その結果を以下のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

- 提出者数                      個人 38 件              法人 2 件
- 御意見の総数                178 件
- 御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
肝炎に関する国の責任を明確にし、患者等への補償等について記載すべきである。（同旨 10 件）	基本指針は、法第 9 条第 1 項に基づき、肝炎対策の総合的な推進を図るために策定するものであり、国の責任の有無にかかわらず、全ての肝炎患者等を対象にしています。
具体的な感染経路について、基本指針において記載することが適当である。（同旨 5 件）	具体的な感染経路を列記するよりも、本人の自覚なしに感染している可能性があることを明示することが重要であるという肝炎対策推進協議会の御意見を踏まえ、基本指針(案)では「肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難」と記載しています。
B 型肝炎ワクチンの接種状況について把握し、また、当該ワクチンの接種を促進してほしい。（同旨 2 件）	基本指針に基づき、水平感染防止の手段としての B 型肝炎ワクチン接種の有効性、安全性等に関する情報を踏まえ、当該ワクチンの予防接種の在り方について検討を行ってまいりたいと考えています。
ピアスの穴あけや性行為等からの感染はごく少数であり、圧倒的に医原性によるものなので、感染の危険性のある行為を抱く年齢に対する普及啓発について削除してほしい。	ピアスの穴あけや性行為等に興味を抱く年代に対して、感染の可能性を普及啓発することは必要であると考えています。

<p>すべての国民が肝炎ウイルス検査を受けられるよう、体制を整備し、受検者数が増加するよう、検査について普及啓発を行うことが必要である。(同旨4件)</p>	<p>一人でも多くの方に肝炎ウイルス検査を受けていただけるよう、地方公共団体と連携を図っているところであり、今後とも、基本指針に基づき、一層取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p>肝炎ウイルス検査を義務化してほしい。</p>	<p>肝炎ウイルス検査について、本人の意向にかかわらず、一律に受検を義務づけることは適当でないと考えています。</p>
<p>どこの医療機関でも、肝炎ウイルス検査を無料で受検できるようにしてほしい。</p>	<p>特定感染症検査等事業では、各自治体が委託した医療機関において、肝炎ウイルス検査を無料で受検できるようになっています。また、平成23年度予算では、健康増進事業において、受検勧奨をされた40歳以上5歳刻みの方が無料で検査を受けられるメニューを追加いたしました。今後も、各事業について、周知に努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>医療費助成制度の受給や、肝炎ウイルス検査の際の手続きが煩雑なので、改善してほしい。(同旨1件)</p>	<p>現行の事務手続きにおいて、肝炎の治療状況等を確認することは、国庫の適正な執行を図る上で必要であると考えています。</p>
<p>手術前の肝炎ウイルス検査だけでなく、検査前に実施する肝炎ウイルス検査の結果についても、医療機関において説明する旨記載してほしい</p>	<p>内視鏡等の検査の前に実施する肝炎ウイルス検査等の結果についても、受検者に適切に説明を行うよう、医療機関に対し要請してまいりたいと考えています。</p>
<p>すべての国民に肝炎ウイルス感染の可能性があったことについて記載してほしい。</p>	<p>基本指針(案)では「肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難」と記載しています。</p>
<p>治療ができずにいる人たちがたくさんいるので、早期発見・早期治療を促進するべきである。(同旨1件)</p>	<p>基本指針に基づき、早期発見・早期治療の促進に努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>肝硬変・肝がん患者への医療費助成や療養支援等について検討していただきたい。また、肝硬変・肝がん患者に対し、適切な情報提供をしてほしい。(同旨17件)</p>	<p>基本指針に基づき、肝硬変及び肝がんの患者に対する更なる支援の在り方について検討するため、まずは現状を把握するための調査研究を行ってまいりたいと考えています。 情報提供については、例えば肝炎情報センターに対し、情報提供の機能を充実させるよう要請を行うなど、肝硬変・肝がん患者への適切な情報提供に努めてまいります。</p>
<p>肝庇護療法やインターフェロン少量長期治療等に対する医療費助成を検討してほしい。(同旨12件)</p>	<p>他の疾患に対する施策とのバランス等を勘案し、現在、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法を対象として医療費助成を行っているところです。</p>
<p>患者に対する生活支援や交通費の助成等を検討してほしい。(同旨8件)</p>	<p>生活支援や交通費等への助成については、他の疾患に対する施策とのバランス等を勘案し、現在実施しておりません。</p>

地方において適切な肝炎対策が進むよう、財政的な裏付けとともに、地方自治体や医療機関に対し、国から情報提供及び指導をしてほしい。(同旨6件)	基本指針に基づき、地方における適切な肝炎対策が進むよう、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画の策定の呼びかけや、地方自治体や医療機関に対する情報提供等に努めてまいりたいと考えています。
地方自治体が独自に実施している支援措置について、国レベルでも実施を検討してほしい。(同旨5件)	一部の地方自治体において実施されている先進的な取組については、情報を収集し、今後の施策を検討する際の参考にさせていただきます。
B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成は、医療費負担の緩和に効果がないのではないか。	核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成は、患者団体等の要望を踏まえて、平成22年度から実施しているものです。
かかりつけ医が知識を向上させ、医療連携体制をさらに強化することが必要である。(同旨3件)	基本指針に基づき、かかりつけ医と専門医療機関及び拠点病院間の医療連携体制が強化されるよう努めてまいりたいと考えています。
手帳の内容を詳しく記載し、また、手帳は病診連携のフォローアップのために活用してほしい。	手帳については、基本指針に基づき、患者等に対する情報提供だけではなく、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等にも活用していくこととしています。
治療のための休暇の整備や、休業時の補償、患者が働きながら治療を継続できる環境の整備について、関係者に働きかけ、また、法的措置も含めて検討してほしい。(同旨3件)	基本指針に基づき、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けられることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請してまいりたいと考えています。
肝炎ウイルス検査や医療に関する研修を積極的に行い、医師や看護師等の人材の育成をしてほしい。また、肝臓専門医を増やしてほしい。(同旨4件)	基本指針に基づき、肝炎情報センターや拠点病院が行う研修の充実を図ってまいります。
新たな検査方法や治療法、治療薬を開発する体制を整えてほしい。(同旨4件)	基本指針に基づき、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進してまいりたいと考えています。
新たに開発された検査方法や治療法、治療薬について、迅速に承認審査等を行い、患者が早期に利用できるようにしてほしい。(同旨2件)	基本指針に基づき、新医薬品等について、迅速に医療の現場に提供できるよう、承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進してまいりたいと考えています。
患者の全体数や生活実態を把握してほしい。(同旨1件)	基本指針に基づき、患者の実態把握に取り組んでまいります。
行政的な研究とは、どのような研究を行うのか、具体的に記載してほしい。	基本指針(案)第6の(2)に記載している行政的な研究の詳細については、今後検討してまいります。

<p>地域における診療連携の推進に資する研究において、クリティカルパスの作成が盛り込まれるような内容としてほしい。また、クリティカルパスの活用について記載してほしい。</p>	<p>基本指針（案）第6の（2）に記載している行政的な研究の詳細については、今後検討してまいります。</p>
<p>肝炎の疫学的研究の推進に当たっては、患者のプライバシーを守るため、診療データベース等にリンクが可能で匿名化された新たな個人識別番号制度の確立が必要である。</p>	<p>研究の推進に当たっては、「疫学研究に関する倫理指針」等に基づき、患者のプライバシーに十分配慮してまいります。</p>
<p>患者に対する不当な差別を解消することが必要である。不当な差別や、知識不足による肝炎への新たな感染を防ぐため、更なる普及啓発をしてほしい。 （同旨8件）</p>	<p>基本指針に基づき、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、正しい知識の更なる普及啓発に取り組んでまいります。</p>
<p>肝炎であることにより不当な差別を受けた場合、法的対応をとれるようにしてほしい。</p>	<p>どのような対応ができるか、個別のケースで異なると考えられますので、まずは、拠点病院の肝疾患相談センター又は法務省の人権擁護機関（法務局・地方法務局）の人権相談窓口などに御相談ください。</p>
<p>肝機能障害に関する障害認定の基準が厳しすぎるので、当該基準について見直しをしてほしい。（同旨15件）</p>	<p>身体障害者福祉法における肝臓機能障害の認定基準については、肝臓の専門家等による検討会で議論していただき、「肝臓機能障害が重症化し、治療による症状の改善が見込めず回復困難になっているものについては、身体障害の対象となる」という基本的な考え方を踏まえて具体的にお示しいただいた基準に基づいて、設定しています。対象となり得る方が適切に申請できるよう、引き続き本制度の周知に努めつつ、認定状況を見守りながら、肝臓機能障害に係る認定が適切に行われるよう対応してまいります。</p>
<p>肝炎を難病に指定してほしい。</p>	<p>難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象疾患（いわゆる難病）については、①希少性、②原因不明、③効果的な治療法未確立、④生活面への長期にわたる支障の4要素を満たす疾患から選定しています。</p>
<p>基本指針の見直し期間を5年より短くしてほしい。</p>	<p>基本指針（案）に記載しているとおり、国、地方公共団体等における取組について、定期的に調査及び評価を行い、必要があるときは、策定から5年を経過する前であっても、基本方針について検討を加え、変更するものとしています。また、基本指針に定められた取組の状況について、肝炎対策推進協議会に定期的に報告してまいりたいと考えています。</p>
<p>基本指針の見直し期間を5年より長くしてほしい。</p>	
<p>定期報告を確実に実行してほしい。（同旨1件）</p>	

<p>基本指針に基づき、肝炎対策を実行に移すための個別法の制定等について、しっかりと取り組むことが必要である。(同旨2件)</p>	<p>基本指針は、肝炎対策を総合的に推進するため、法に基づき厚生労働大臣が策定するものです。これに基づき、肝炎対策の推進に取り組んでまいります。</p>
<p>肝炎に関する諸制度の不十分な点について、他の疾患の状況も鑑み、関係部局との調整を図りながら改善に取り組む旨記載してほしい。</p>	<p>基本指針(案)の策定に当たっては、関係部局や関係機関との調整を行いながら検討を進めてきており、関係部局との十分な調整を図りながら、肝炎対策の推進に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p>患者会等との連携により、患者・家族等と各機関が交流できるような取組をしてほしい。また、患者会を活用するなどして、相談支援体制を強化してほしい。(同旨3件)</p>	<p>現行の補助事業において、患者や患者支援団体等が加わることができる補助メニューを設けております。</p>
<p>薬害や予防接種以外で感染した患者からの意見をもっと聞くべきではないか。</p>	<p>協議会には、患者団体等を代表する委員にも入っていただき、様々な患者の立場から御意見をいただいております。</p>

その他、お寄せいただきました御意見については、今後の施策の実施に当たり、貴重な御意見として承らせていただきます。

御意見募集に御協力いただき、ありがとうございました。